

特定（農業用）ため池に開発行為を行う場合は
県との協議が必要です。

地方公共団体（開発部局）の皆さまへ

「ため池管理保全法」（令和元年7月施行）・「県ため池保全条例」（令和元年7月改正）に基づいて、決壊すると下流の住宅や公共施設等に被害を及ぼすおそれのあるため池を、県が「特定（農業用）ため池」※として指定しています。

※ 「特定農業用ため池」：法の規定に基づく指定
「特定ため池」：条例の規定に基づく指定



「特定（農業用）ため池」への（形状変更）行為の制限

土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定（農業用）ため池の
保全に影響を及ぼすおそれがある行為を行う場合は県との協議が必要です。

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第8条（行為の制限）
「ため池の保全等に関する条例」第19条（形状変更行為の制限）

（形状変更）行為の制限を受ける範囲

（形状変更）行為の制限を受ける範囲は、堤体（洪水吐・取水設備を含む）や水底だけではなく、堤体高さを周囲に投影した岸（イラスト黄線部）も含まれます。



（形状変更）行為を行う場合

（形状変更）行為を行う場合は、必要書類を揃えて各県民局土地改良事務所・センター等（裏面）へお問い合わせのうえ、事前相談を行ってください。

事前相談に必要な書類

- ため池の現状（写真、ため池諸元など）や予定する行為・施設の内容が分かる資料（施設配置図面、説明資料など）

特定(農業用)ため池の確認方法

「特定(農業用)ため池」の一覧は県のホームページで確認できます。
 (兵庫県ホームページ>食・農林水産>環境整備>農地・ため池・水路>特定ため池)
 (http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijuutentameike.html)



QRコードを読み取ることにより確認できます。

各県民局土地改良事務所・センター等お問い合わせ先

事務所名 〔管内市町名〕	住所 電話番号
神戸県民センター 神戸土地改良センター(農村整備課) 〔神戸市〕	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5【西神戸庁舎1階】 TEL(078)742-8362
阪神北県民局 阪神農林振興事務所(農村整備課) 〔西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町〕	〒669-1531 三田市天神1-10-14【三田庁舎内】 TEL(079)562-8912
北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所(農村計画第1課) 〔明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町〕 〔西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町〕	〒673-0423 三木市宿原字寺ノ前70【三木庁舎内】 TEL(0794)82-9839
中播磨県民センター 姫路土地改良センター(農村整備課) 〔姫路市・神河町・市川町・福崎町〕	〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地【姫路総合庁舎内】 TEL(079)281-9392
西播磨県民局 光都土地改良センター(農村計画課) 〔相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町〕	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25【西播磨総合庁舎内】 TEL(0791)58-2215
但馬県民局 豊岡土地改良センター(農村計画課) 〔豊岡市・香美町・新温泉町〕	〒668-0025 豊岡市幸町7番11号【豊岡総合庁舎内】 TEL(0796)26-3715
但馬県民局 朝来土地改良センター(農村整備課) 〔養父市・朝来市〕	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96【和田山庁舎内】 TEL(079)672-6895
丹波県民局 篠山土地改良事務所(農村整備課) 〔丹波篠山市・丹波市〕	〒669-2341 篠山市郡家字練兵の坪451-2【篠山庁舎内】 TEL(079)552-7417
淡路県民局 洲本土改良事務所(農村計画第2課) 〔洲本市・南あわじ市・淡路市〕	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5【洲本総合庁舎内】 TEL(0799)26-2117

法律ができた背景

自然災害によるため池の被災が頻発している中、ため池の権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑となっていることや、ため池の管理組織の弱体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれがあることが課題となっています。

このため、施設の所有者等(所有者、管理者)や行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律(令和元年7月1日施行)が制定されました。

平成30年7月豪雨では多くのため池が決壊しました

